

令和4年10月24日

法律相談を希望される皆様へ

茨城県弁護士会
会長 亀田哲也

法律相談センターにおける面談相談再開のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時休止しておりました法律相談センターにおける面談相談を、県内における新型コロナウイルス感染状況に鑑み、再開させていただきます。

ご相談希望の皆様におかれましては、下記事項に十分留意し、ご利用いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、面談相談休止期間中に代替措置として開設しておりました臨時電話相談は令和4年10月31日をもって終了させていただきますのでご了承ください。

敬具

記

1 面談相談再開日

令和4年11月1日（火）～

2 相談の手順

事前予約制となりますので、ご希望の相談センターまでご連絡ください。

相談センター予約受付番号	
水戸・鹿嶋相談センター	029-227-1133
土浦相談センター	029-875-3349
下妻相談センター	0296-44-2661

受付時間：月曜～金曜 午前10時～午後4時まで

3 新型コロナウイルス感染予防に関するご注意

- ・相談日当日、発熱や咳など感染が疑われる症状があるときには、ご予約日時を変更していただくなどしてセンターの利用をお控えください。
- ・相談室には、相談中の皆様の安全に配慮して弁護士と相談者との間に飛沫防止の透明アクリル板を用意しております。また、相談室内の「三密」を避けるため、相談室に入室される方は2名までとさせていただきます。
- ・相談の際には、事前に手指の消毒をし、必ずマスクを着用してください。
- ・今後の法律相談の実施につきましては、新型コロナウイルス感染拡大状況や社会情勢等によって、再度の変更をする場合がございますが何卒よろしくお願い申し上げます。

以上